

議案第 2 3 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	3歳に満たない子のある職員が子を養育するために請求した場合においては、時間外勤務をさせてはならないとする制限を設けるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 平成 2 2 年 6 月 3 0 日に施行された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則等に基づいて、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則を一部改正するもの</p> <p>【関係法令】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、人事院規則 1 0 - 1 1</p> <p>【内 容】 3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合は時間外勤務をさせてはならない規定を新設するに伴い、条例等を整備するもの</p> <p>【施行期日】 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>	